

令和5年第2回定例会 請願に関わる意見書（案）一覧

意見書（案）	
意見書案第8号	特定商取引法の平成28年改正における5年後見直し規定に基づく抜本的改正を求める意見書

意見書案第8号

特定商取引法の平成28年改正における5年後見直し規定に基づく
抜本的改正を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和5年6月30日

発議者	北広島市議会議員	永井	桃
賛成者	同	稲田	保子
同	同	阿部	勝義
同	同	児玉	正輝
同	同	大迫	彰
同	同	小田島	雅博
同	同	野村	幸宏

提案理由 悪質商法、インターネット通販におけるトラブル、及びマルチ取引被害等に対処するため特商法の改正を行うために消費者庁に検討会を設置し、早急に検討を進めることを強く要望する。

提出先 衆参両院議長及び内閣総理大臣外関係大臣

特定商取引法の平成 28 年改正における 5 年後見直し規定に基づく
抜本的改正を求める意見書（案）

特定商取引法（以下、特商法）の 2016 年（平成 28 年）改正法の附則に定められた、いわゆる 5 年後見直し規定に基づく見直しの時期が、2022 年 12 月に経過した。

令和 4 年版消費者白書によると、消費生活相談は 85.2 万件で、特商法の対象分野の相談は全体の約 55%という高い比率を占めている。とりわけ訪問販売・電話勧誘販売の割合は、認知症等の高齢者の消費者トラブルの中で 48.6%と多数を占めている。このことから、超高齢社会において判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれ、早急な対応が必要である。

また、世代全体で見ると、インターネット通販に関する相談が 27.4%と最多となっており、デジタル社会の進展、さらにはコロナ禍の影響もあり、インターネット通販におけるトラブルが増加していることが見て取れる。この傾向はデジタル社会のさらなる進展とともに、今後さらに強まると思われる。

他方、マルチ取引（連鎖販売取引）については毎年約 9,000 から 10,000 件程度と無視できない件数で推移しているが、その半数近くが 20 歳代となっている。今後は、2022 年 4 月の成年年齢引下げに伴い、18 歳から 19 歳を狙ったマルチ取引被害の増加が予想される。

政府及び国においては、これらの被害に対処するため、下記のような特商法の改正を行うために消費者庁に検討会を設置し、早急に検討を進めることを強く要望する。

記

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、事前拒否者に対する勧誘を禁止する制度を導入すること。
- 2 SNS 等を通じた勧誘を伴うインターネット通販について、クーリング・オフや勧誘規制等電話勧誘販売と同レベルの規制を導入するとともに、SNS 事業者等に対し、消費者トラブル発生時における通信販売業者・勧誘者に関する情報の開示を義務付けること。
- 3 マルチ取引（連鎖販売取引）について、国による登録・確認等の開業規制を導入するとともに、被害の予防・救済のための規制を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 30 日
北海道北広島市議会